

# 横浜市根岸地区センター利用要綱

制 定 平成17年5月18日

## (趣 旨)

第1条 横浜市根岸地区センター（以下「センター」という。）の、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティーの形成を促す場としての利用方法その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

## (利 用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

## (開館時間)

第3条 開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者である磯子区区民利用施設協会（以下「協会」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、磯子区(以下「区」という。)と協議の上、開館時間を変更することができる。

## (休館日)

第4条 センターの休館日は、次の日とする。

- (1) 年末・年始（12月28日～1月4日）
- (2) 毎月第3月曜日（施設点検日）。ただし、その日が休日にあたる場合は、その直後の休日でない日。

2 協会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

## (貸切利用)

第5条 センターを貸切利用する場合、体育室以外の諸室の利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。（なお、料理室の貸切利用については、1コマを2時間とする。）ただし、利用時間帯は、区と協議の上、利用実態に応じて適宜変更できる。

### 〔平 日〕

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時～正 午
午 後①	正 午～午後3時
午 後②	午後3時～午後6時
夜 間	午後6時～午後9時

### 〔日曜・休日〕

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時～正 午
午 後①	正 午～午後3時
午 後②	午後3時～午後5時

2 体育室の貸切利用については、次に掲げるとおりとする。

〔平日〕

一利用時間帯	時 間
午 前①	午前9時 ～ 午前11時
午 前②	午前11時 ～ 午後1時
夜 間①	午後5時 ～ 午後7時
夜 間②	午後7時 ～ 午後9時

〔日曜・休日〕

一利用時間帯	時 間
午 前①	午前9時 ～ 午前11時
午 前②	午前11時 ～ 午後1時

（貸切利用の申込み及び決定）

第6条 センターを貸切利用する者は、横浜市根岸地区センター利用申込書（第1号様式）に必要事項を記入して事前に直接申し込みし、承認を受けることとする。

2 貸切利用の申込みは、利用予定日の2か月前から受け付け、先着順に決定し、横浜市根岸地区センター利用許可書（第2号様式）を通知する。

3 前項について、協会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（貸切利用の申込み制限）

第7条 貸切利用の申込みは、一利用連続時間帯を1回とし、原則として1か月に2回までとする。ただし、会議室と体育室のように利用内容が異なる場合は、それぞれ2回まで申込みができる。

2 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを禁止する。

（利用条件）

第8条 利用の承認を得た者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること。
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

（利用の制限等）

第9条 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき
- (2) その他利用の目的がセンターの設置目的に反するとき

2 協会は、利用の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 協会は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置目的に反するとき。
- (3) センターの管理上支障があるとき。
- (4) その他協会が必要と認めたとき。

（利用許可の取消等）

第10条 協会は、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3号各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）若しくは同施行規則の規定又はこれらに基づく協会の処分に違反したとき。
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金)

第11条 センターを貸切利用する場合は、次の表に掲げる料金を支払う。(消費税を含む)

室名	利用料金 (基本)	日曜・休日 の最終コマ	備考
小会議室	420円	280円	1コマ3時間
中会議室	990円	660円	1コマ3時間
工芸室	660円	440円	1コマ3時間
料理室	740円	740円	1コマ2時間(2コマ連続利用まで可)
音楽室	990円	660円	1コマ3時間
和室	1,110円	740円	1コマ3時間 A(8畳間) 450円(300円) <分割利用> B(10畳間) 660円(440円)
体育室	1,360円	—	1コマ2時間(夜間及び日曜・休日は2コマ連続 利用まで可) <分割利用> 2/3面 900円、1/3面 450円

※備考欄の( )内は、日曜・休日の最終コマの料金(2時間)

ただし、利用日当日において、当該利用に引き続くコマが利用可能である場合に限り、1時間単位で延長利用することができる。その場合の利用料金については、1時間あたり次のとおりとする。

小会議室	140円	中会議室	330円	工芸室	220円	料理室	370円
音楽室	330円	和室	370円	<分割利用> A(8畳間) 150円 B(10畳間) 220円			
体育室	680円	<分割利用> 2/3面 450円 1/3面 220円					

(利用料金の徴収日)

第12条 利用料金の徴収日は、原則として利用申込日とする。ただし、電話等での仮予約については、予約日から3日以内とする。

(利用料金の返還)

第13条 利用日の7日前までに利用取り消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。ただし、その期日を過ぎてからの利用取り消しの申し出があった場合、電話等での仮予約も含めて利用料金は全額徴収することとする。

(利用料金の減免)

第14条 横浜市(区)が主催・共催する事業(10割減免)、協会がセンターの自主事業等で利用する場合(10割減免)の他、次の表に掲げる利用については、利用料金の減免の対象とすることができる。

	対象となる利用	減免の割合
①	・横浜市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合	10割
②	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合	5割
③	その他協会が公益上特に必要と認めた場合	5割又は10割

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

2 利用料金の減免を申請する団体は、利用料金減免申請書(第3号様式)をセンターへ提

出する。

3 協会は、前項の申請書を協会及び区と協議の上審査し、利用料金減免 承認・不承認 通知書（第4号様式）を通知する。

（優先申込み）

第15条 次の表に掲げる利用については、優先申込みができることとする。

対 象 と な る 利 用	
①	センターの自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合（自主事業終了後6か月以内）
②	その他指定管理者が必要と認めた場合

※利用料金の減免の対象となる利用については、優先申込みができることとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協会が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

（改 正）

平成18年10月18日 一部改正

平成19年 4月 1日 一部改正

平成23年 4月 1日 一部改正

平成24年 9月 1日 一部改正

令和 2年11月 1日 一部改正